# 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省4－①）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政策分野名<br>【施策名】 | 新たな価値の創出による需要の開拓 | 担当部局名 | 大臣官房新事業・食品産業部（農村振興局）<br>【大臣官房新事業・食品産業部企画グループ／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課／地域整備課】 |
| 政策の概要<br>【施策の概要】 | 新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応 | 政策評価体系上の位置付け | 食料の安定供給の確保 |
| 政策に関係する内閣の重要政策 | ・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日）第3の1（1）<br>・成長戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）<br>・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和2年12月15日改訂）<br>・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日　農林水産業・地域の活力創造本部決定） | 政策評価<br>実施予定時期 | 令和6年8月 |

| | |
|---|---|
| 施策（1） | 新たな市場創出に向けた取組 |
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】 | 新たな市場創出に向けて、介護食品の開発やスマートミールの普及等の支援、国民の健康維持・増進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進する。 |
| 目標①<br>【達成すべき目標】 | スマートミールの普及等の支援 |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | 指標－計算分類 | 測定指標の選定理由<br>（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | |
| ア スマートミール等健康な食事・食環境認証事業者数 | 83<br>事業者 | 30年度 | 300<br>事業者 | 7年度 | 150<br>事業者 | 180<br>事業者 | 210<br>事業者 | 240<br>事業者 | 270<br>事業者 | S↑－直 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミール（病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事）の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及していく必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業者対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事業者に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の新規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数を増加させていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。 |
| | | | | | 137<br>事業者 | 173<br>事業者 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 把握の方法 | 出典：「健康な食事・食環境」認証制度（事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ）<br>作成時期：調査年度末頃<br>算出方法：健康な食事・食環境認証事業者数を集計 |
| 達成度合いの判定方法 | 達成度合（％）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100<br>A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満 |

| | |
|---|---|
| 施策（2） | 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出 |
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】 | 農業者の所得向上を図るため、6次産業化の取組等による付加価値の向上や民間活力の導入等を推進する。 |
| 目標①<br>【達成すべき目標】 | 付加価値の高いビジネスの創出を推進 |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 指標－計算分類 | 測定指標の選定理由（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア 6次産業化に取り組んでいる新たな優良事業体数 | 0事業体 | 元年度 | 93事業体 | 7年度 | 15事業体 | 32事業体 | 48事業体 | 64事業体 | 79事業体 | S↑－直 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。<br>なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高（経営全体）、③営業利益（経営全体）、④経常利益（経営全体）の全ての指標が増加した者を指す。 |
| （実績値） | | | | | 21事業体 | 30事業体 | | | | | |
| 把握の方法 | 出典：六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査（農林水産省農村振興局）<br>作成時期：調査年度の翌年度７月頃<br>算出方法：６次産業化に取り組む優良事業体数を集計 | | | | | | | | | | |
| 達成度合いの判定方法 | 達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100<br>A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満 | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 施策（3） | 食品産業の競争力の強化 |
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】 | 食品産業の競争力の強化に向けて、食品流通の合理化、労働力不足への対応、規格認証の活用等を推進する。 |
| 目標①<br>【達成すべき目標】 | サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化、卸売市場の機能の強化 |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 | | | | | 指標－計算分類 | 測定指標の選定理由（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | |
| ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合 | 11.6% | 28年度 | 11.0% | 6年度 | 11.4% | 11.3% | 11.2% | 11.1% | 11.0% | F↓－差 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。<br>サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。<br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>目標年度は、改正卸売市場法が施行（令和2年）後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。<br>目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度）まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。 |
| | | | | | 13.8% | 令和5年3月把握予定 | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典：中小企業実態基本調査（経済産業省中小企業庁）<br>作成時期：調査年度の翌年度３月末頃<br>算出方法：飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高 | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの判定方法 | 達成度合（%）＝（当該年度の実績値－基準値）／（当該年度の目標値－基準値）×100<br>A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満 | | | | | | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | 指標ー計算分類 | 測定指標の選定理由（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | |
| イ 場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数 | 0<br>卸売市場 | 3年度 | 55<br>卸売市場 | 6年度 | － | － | 18<br>卸売市場 | 36<br>卸売市場 | 55<br>卸売市場 | S↑ー直 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の流通の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>生鮮食料品等の流通の基幹インフラである卸売市場の施設に関しては、卸売市場法に基づく基本方針において① 流通の効率化、②品質管理及び衛生管理の高度化、③情報通信技術その他の技術の利用、④国内外への需要への対応、⑤関連施設との有機的な連携について、各市場毎の取引実態に応じて創意工夫を生かした事業展開を推進することとしているところ。<br>このうち流通の効率化については、物流量の多い青果物について、令和3年9月に「青果物流通標準化検討会」を立ち上げ、令和4年4月に標準的なパレットサイズ等を定めた「青果物流通標準化ガイドライン」骨子がとりまとめられたところである。この中で、場内物流について、具体的には、<br>・開設者・施設管理者を中心に、卸売業者、仲卸業者等市場関係業者が構成員となって、場内物流改善体制を構築し<br>・場内におけるパレット管理、共用部における荷下ろし・荷捌き・荷積みの秩序形成、法令や契約・約款等を遵守した業務遂行の徹底<br>に取り組むことが示されたところである。<br>このため、当該ガイドライン骨子に基づき、場内物流改善の体制を構築している卸売市場の数を新たな測定指標として設定。 |
| | | | | | － | 0<br>卸売市場 | | | | | |
| | 把握の方法 | | 出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ<br>作成時期：調査年度の翌年度５月末～６月末頃<br>算出方法：場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数を集計<br>※ただし、中央卸売市場（65市場）のうち、流通の特性の観点から食肉市場（10市場）は除く。 | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの判定方法 | | 達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100<br>A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満 | | | | | | | | | |

| 目標②<br>【達成すべき目標】 | 食品産業における労働力不足の解消 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 指標－<br>計算分類 | 測定指標の選定理由<br>（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
| ア 食品製造業の労働生産性 | 5,149<br>千円/人 | 30年度 | 6,694<br>千円/人 | 11年度 | 5,401<br>千円/人 | 5,531<br>千円/人 | 5,664<br>千円/人 | 5,801<br>千円/人 | 5,941<br>千円/人 | F↑－直 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。 |
| | | | | | 4,836<br>千円/人 | 令和4年9月把握予定 | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典：「法人企業統計」（財務省）<br>作成時期：調査年度の翌年度９月頃<br>算出方法：労働生産性＝付加価値額／（役員数＋従業員数） | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの<br>判定方法 | 達成度合（％）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100<br>A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満 | | | | | | | | | |

| 目標③<br>【達成すべき目標】 | JASと調和のとれた国際規格の制定 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 指標－計算分類 | 測定指標の選定理由<br>（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
| ア　ISO規格等の国際規格の制定件数 | 4件 | 3年度 | 7件 | 12年度 | －<br>－ | 4<br>5 | 4 | 5 | 5 | S↑－直 | 【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>目標値については、輸出促進に向け、海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、我が国事業者にとって取り組みやすく、有利に働く規格の制定・活用を進めていくことが重要であることから、当面の目標として、令和3年度から令和12年度までの間にISO規格等の国際規格を3件制定することとして設定した。 |
| | 把握の方法 | 出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ<br>作成時期：調査年度末頃<br>算出方法：農林水産省が公表した日本発のISO規格等の制定件数を集計 | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの判定方法 | 達成度合（％）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100<br>A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満 | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 施策（4） | 食品ロス等をはじめとする環境問題への対応 |
| 施策の目指すべき姿<br>【目標設定の考え方根拠】 | 食品ロスの削減、食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応等 |
| 目標①<br>【達成すべき目標】 | 食品ロス削減の取組を加速化 |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 指標－計算分類 | 測定指標の選定理由（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ア 事業系食品ロス量 | 328万トン | 29年度 | 273万トン | 12年度 | 324万トン | 320万トン | 315万トン | 311万トン | 307万トン | F↓－直 | 【測定指標の選定理由】<br>令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、これを基本計画第3の1(1)④の「食品ロス削減の取組を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。<br><br>【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】<br>目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減と設定。<br>令和12(2030)年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組により毎年度一定程度量が減少するものとして設定した。 |
| | | | | | 324万トン | 309万トン | 275万トン | | | | |
| | 把握の方法 | | 出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ<br>作成時期：調査年度の翌々年度末頃<br>算出方法：食品廃棄物等の発生量（食品リサイクル法に基づく定期報告）及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計 | | | | | | | | |
| | 達成度合いの判定方法 | | 達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100<br>A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満 | | | | | | | | |

<table>
<tr><td>目標②<br>【達成すべき目標】</td><td colspan="11">食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">測定指標</td><td rowspan="2">基準値</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">目標値</td><td rowspan="2"></td><td colspan="5">年度ごとの目標値</td><td rowspan="3">指標－<br>計算分類</td><td rowspan="3">測定指標の選定理由<br>（及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠）</td></tr>
<tr><td colspan="5">年度ごとの実績値</td></tr>
<tr><td></td><td>基準<br>年度</td><td></td><td>目標<br>年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ア　飲料用PETボトルの回収率</td><td rowspan="2">91<br>%</td><td rowspan="2">30年度</td><td rowspan="2">100<br>%</td><td rowspan="2">12年度</td><td>93<br>%</td><td>93<br>%</td><td>94<br>%</td><td>95<br>%</td><td>96<br>%</td><td rowspan="2">F↑－直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】<br>基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。<br>現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。<br>「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。<br>このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。<br><br>【目標値設定（水準・目標年度）の根拠】<br>「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度（令和12年度）までに100%とする目標を設定した。</td></tr>
<tr><td>97%</td><td>令和4年11月把握予定</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">把握の方法</td><td colspan="9">出典：環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料<br>作成時期：調査年度の翌年度11月頃<br>算出方法：PETボトル回収量（市町村分別収集量＋事業系ボトル回収量、熱回収分を含む）／PETボトル販売量（輸入分を含む）×100</td></tr>
<tr><td colspan="2">達成度合いの<br>判定方法</td><td colspan="9">達成度合（%）＝（当該年度の実績値）／（当該年度の目標値）×100<br>A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
</table>

| 政策手段（開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 4年度当初予算額［百万円］ | 関連する指標 | 政策手段の概要等 | 令和4年度行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 元年度［百万円］ | 2年度［百万円］ | 3年度［百万円］ | | | | |
| (1) 持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成30年度）（主） | 99（97） | 98（93） | 79（60） | － | (4)-①-ア | － | 0001 |
| (2) 6次産業化サポート事業（平成26年度）（主） | 700（622） | 531（454） | 453（393） | － | (2)－①－ア | － | 0014 |
| (3) 食料産業・6次産業化交付金（平成30年度）（主） | 1,034の内数（867の内数） | 962の内数（819の内数） | 1,377の内数（1,279の内数） | － | (2)－①－ア | － | 0015 |
| (4) 食品等流通持続化モデル総合対策事業（令和3年度）食品等流通合理化促進事業（平成30年度）（主） | 278（236） | 156（140） | 305（265） | 216 | (2)－①－ア | － | 0003 |
| (5) 中堅外食事業者資金融通円滑化事業（令和2年度）（主） | － | 1,100（1,100） | 110（110） | － | － | － | 0010 |
| (6) 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち食品産業プラスチック資源循環対策事業（令和2年度）（主） | － | 10（10） | 7（7） | 12 | (4)－②－ア | － | 0005 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (7) 海外農業・貿易投資環境調査分析事業<br>(平成29年度)<br>(関連:4－②、⑤) | 684<br>(618) | 662<br>(545) | 515<br>(444) | － | - | － | 0018 |
| | (8) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金<br>(令和元年度)<br>強い農業づくり総合支援交付金<br>(令和4年度)<br>(関連:4-⑨) | 51,575<br>の内数<br>(9,139<br>の内数)<br>(35,489<br>翌年度繰越) | 45,623<br>の内数<br>(35,196<br>の内数)<br>(29,200<br>翌年度繰越) | 18,444<br>の内数<br>(29,187<br>の内数)<br>(11,711<br>翌年度繰越) | 12,566の内数 | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | － | 0175 |
| | (9) 新・食料産業の創造に向けた宇宙食の開発・実用化促進事業<br>(令和3年度)<br>(主) | － | － | 47<br>(45) | － | － | － | 0012 |
| | (10) 食品産業の横断的課題調査・実証事業<br>(令和3年度)<br>(主) | － | － | 15<br>(11) | － | (3)－②－ア | － | 0013 |
| | (11) 地域食品産業連携プロジェクト推進事業<br>(令和4年度)<br>地域食農連携プロジェクト推進事業<br>(令和3年度)<br>(主) | － | － | 222<br>(202) | 192 | ― | ― | 0008 |
| | (12) 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業<br>(令和4年度)<br>(主) | － | － | － | 203 | - | ― | 新22-<br>0001 |
| | (13) 食品産業海外展開支援事業<br>(令和4年度)<br>(主) | － | － | － | 134 | - | - | 新22-<br>0002 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (14) | フードバンク支援緊急対策事業<br>（令和3年度）<br>（主） | － | － | 194<br>（193翌年度繰越） | － | (4)－①－ア | － | 0009 |
| (15) | ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業<br>（令和3年度）<br>（主） | － | － | 876<br>（翌年度繰越） | － | － | ― | 0007 |
| (16) | 外食産業事業継続緊急支援事業<br>（令和3年度）<br>（主） | － | － | 59,955<br>（翌年度繰越） | － | － | － | 0006 |
| (17) | 飲食店感染症対策向上緊急対策事業<br>（令和3年度）<br>（主） | － | － | 100<br>（翌年度繰越） | － | － | － | 0011 |
| (18) | 農山漁村振興交付金（平成28年度）<br>（関連：4－③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔） | 9,138<br>の内数<br>（7,026<br>の内数） | 8,451<br>の内数<br>（6,453<br>の内数） | 8,240<br>の内数<br>（5,989<br>の内数） | 9,752<br>の内数 | (2)-①-ア | ― | 0232 |
| (19) | 食品ロス削減総合対策事業<br>(平成25年度)<br>（主） | 36<br>(35) | 46<br>(43) | 51<br>(32) | 123 | (4)－①－ア | － | 0002 |
| (20) | 卸売市場法<br>（昭和46年、令和2年改正）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。 | － |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ⑵1 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法<br>（平成元年）<br>（主） | － | － | － | － | － | 特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。<br>この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | ⑵2 | 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律<br>（平成3年、平成30年改正）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。<br>この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。 | － |
| | ⑵3 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律<br>（平成7年）<br>（主） | － | － | － | － | ⑷-②-ア | 容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。<br>この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。 | － |
| | ⑵4 | 中心市街地の活性化に関する法律<br>（平成10年）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。<br>この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | ⑵5 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律<br>（平成13年）<br>（主） | － | － | － | － | ⑷-①-ア | 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。<br>この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。 | － |
| | ⑵6 | 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律<br>（平成17年）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。<br>この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | ⑵7 | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)<br>（平成22年）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずる。<br>この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。 | － |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (28) 日本農林規格等に関する法律<br>（平成29年）<br>（主） | － | － | － | － | (3)-③-ア | 日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。<br>これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | (29) 食品ロスの削減の推進に関する法律<br>（令和元年）<br>（主） | － | － | － | － | (4)-①-ア | 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。<br>この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。 | － |
| | (30) 生鮮食料品等小売業近代化貸付制度<br>（昭和43年度）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置（(株)日本政策金融公庫（国民生活事業））の支援をする。<br>この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。 | － |
| | (31) 食品流通改善資金のうち食品等生産販売提携型施設<br>（平成3年度）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置（(株)日本政策金融公庫（農林水産事業））の支援をする。<br>この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | (32) 食品流通改善資金のうち食品等生産製造提携型施設<br>（平成12年度）<br>（主） | － | － | － | － | (2)-①-ア | 食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置（(株)日本政策金融公庫（農林水産事業））の支援をする。<br>この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。 | － |
| | (33) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）<br>［所得税・法人税：租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73］<br>（昭和46年度）<br>（主） | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。<br>この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。 | － |
| | (34) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）<br>［所得税・法人税：租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70］<br>（昭和46年度）<br>（主） | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。<br>この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。 | － |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (35) 農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置（卸売市場関係）<br>［不動産取得税：地方税法附則第11条第11項］<br>（昭和46年度）<br>（主） | 1<br>(0) | 1<br>(0) | 1<br>(0) | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。<br>この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。 | － |
| | (36) 農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金-卸売市場近代化施設）の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置<br>［固定資産税：地方税法第349条の3第4項］<br>（昭和49年度）<br>（主） | 1<br>(0) | 1<br>(0) | 1<br>(0) | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。<br>この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。 | － |
| | (37) 卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置<br>［事業所税：地法第701条の34第3項第14号］<br>（昭和50年度）<br>（主） | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0) | － | (2)-①-ア<br>(3)-①-ア<br>(3)-①-イ | 卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。<br>この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。 | － |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑶⑻ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年）（主） | － | － | － | － | ⑷-②-ア | プラスチック資源循環の取組を促進する。<br>この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。 | － |
| 政策の予算額[百万円] | 28,055（内数を含む） | 28,439（内数を含む） | 91,004（内数を含む） | 24,267（内数を含む） | 参照URL | https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html | |
| 政策の執行額[百万円] | 18,640（内数を含む） | 44,853（内数を含む） | | | | | |

## 移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

| 政策手段（開始年度） | 予算額計（執行額） | | | ４年度当初予算額［百万円］ | 関連する指標 | 政策手段の概要等 | 令和４年度行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 元年度［百万円］ | ２年度［百万円］ | ３年度［百万円］ | | | | |
| (1) － | － | － | － | － | － | － | － |

（注1）当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。